

## 新町の町章選定要領~~(案)~~

第1条 この要領は、新町の町章募集要綱（以下「要綱」という。）に基づき、新町の町章選定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第4条第1号にいう「ふさわしい町章」とは、次のものをいう。

- (1) 新町がイメージできるもの
- (2) 新町の特徴を表すもの
- (3) 新町の歴史・文化にちなんだもの
- (4) 住民の理想・願いのこもったもの
- (5) 全国的にアピールできるもの
- (6) その他新町にふさわしいもの

第3条 選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 新町のまちづくりの基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を踏まえた将来像にふさわしい町章とする。
- (2) 町旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインとする。
- (3) 用紙の地色を含め3色以内とする。なお、グラデーション(ぼかし、濃淡)で表したものは不可とする。
- (4) 他町章及び他商標等と類似しないものであること。
- (5) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (6) 自作の未発表作品とする。

第4条 選定方法は、次のとおりとする。

- (1) 選定に際し、専門的な知識を有する者による新町町章選定委員会を設置する。委員会は、町長が推薦する委員6名以内をもって組織する。
- (2) 公募締め切り後、事務局で整理集約し、公募結果を速やかに委員会に送付する。
- (3) 委員会は協議により、新町にふさわしい町章デザイン3作品程度を選定し、協議会に諮る。なお、協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票にて選定する。
- (4) 協議会は、委員会が選定した作品の中から、採用作品1作品を決定する。なお、協議による選定が困難な場合は、協議会委員全員による投票にて選定する。
- (5) 選定に際し、委員会において作品の修正変更を加える場合がある。